

議案第 16 号

市川市景観条例の一部改正について

市川市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市景観条例の一部を改正する条例

市川市景観条例（平成 18 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 21 条中「別表第 2 に掲げる」を「法第 16 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による届出を要する」に改める。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（行為の完了等の報告）

第 24 条の 2 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

第 35 条中「5 人」を「7 人以内」に改める。

第 36 条第 1 項を次のように改める。

委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 景観に係る活動を行う団体の推薦を受けた者

第 36 条に次の 1 項を加える。

4 委員は、非常勤とする。

第37条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条第2項中「統理し」を「総理し」に改める。

別表第1第1項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 建築物の新築であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 当該建築物が特定中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物（地階を除く階数が3である一戸建ての住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2

（い）項第1号及び第2号に規定する住宅（長屋を除く。）をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 当該建築物の延べ面積が1,500平方メートル以下であること。

ウ 当該建築物が機械式自動車等駐車場（自動車又は自転車等の車庫の用途に供する建築物であって、機械式のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、その建築面積が300平方メートル以下であること。

エ 当該建築物が法第81条第2項第1号に規定する景観協定区域（以下「景観協定区域」という。）外にあること。

オ 一の事業者が同一の時期に11戸以上の建築物を連たんして新築するものでないこと。

(2) 建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 当該建築物が特定中高層建築物でないこと。

イ 当該建築物の延べ面積が1,500平方メートル以下であること。

ウ 当該建築物が機械式自動車等駐車場である場合にあっては、その建築面積が300平方メートル以下であること。

エ 当該建築物が景観協定区域外にあること。

オ 増築等の後においてもアからウまでに掲げる要件の全てに該当すること。

(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変

更（以下「修繕等」という。）であって、第1号アからエまでに掲げる要件の全てに該当するもの

(4) 特定中高層建築物、延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物又は築造面積が300平方メートルを超える機械式自動車等駐車場の修繕等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 修繕等に係る部分の見付面積が1,000平方メートル以下であること。

イ 修繕等に係る全ての面において、各面の修繕等に係る部分の見付面積が当該各面の見付面積の2分の1以下であること。

ウ 当該建築物が景観協定区域外にあること。

別表第1第1項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同表第2項第1号ア中「さく」を「柵」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条、第21条及び別表の規定は、平成23年12月1日以後の景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前の当該届出に係る行為については、なお従前の例による。

理　　由

良好な景観の形成を推進するため、景観法に基づく届出の対象となる建築等の行為の範囲を拡大するとともに、市川市景観審議会の委員に景観に係る活動を行う団体の推薦を受けた者を加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。